

【表紙】	
【提出書類】	変更報告書No.35
【根拠条文】	法第27条の25第1項
【提出先】	福岡財務支局長
【氏名又は名称】	株式会社麻生 取締役社長 麻生 巖
【住所又は本店所在地】	福岡県飯塚市芳雄町7番18号
【報告義務発生日】	2026年3月13日
【提出日】	2026年3月18日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	2
【提出形態】	連名
【変更報告書提出事由】	共同保有者の増加 株券等保有割合の1%以上の増加 担保契約等重要な契約の変更

第 1 【発行者に関する事項】

発行者の名称	若築建設株式会社
証券コード	1888
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所

第 2 【提出者に関する事項】

1 【提出者（大量保有者） / 1】

（ 1 ） 【提出者の概要】

【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（株式会社）
氏名又は名称	株式会社麻生
住所又は本店所在地	福岡県飯塚市芳雄町 7 番18号
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

【法人の場合】

設立年月日	1966年11月 4 日
代表者氏名	麻生 巖
代表者役職	取締役社長
事業内容	医療関連事業、不動産事業等

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	株式会社麻生 執行役員経理財務本部長 浦川 浩一
電話番号	092 (832) 2011

（ 2 ） 【保有目的】

安定株主として長期にわたり保有する予定（重要提案行為等を行うことを含みます。）

（ 3 ） 【重要提案行為等】

該当事項なし

(4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等 (株・口)	5,424,200		
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 (株・口)	A	-	H
新株予約権付社債券 (株)	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計 (株・口)	O 5,424,200	P	Q
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数 (総数) (O+P+Q-R-S)	T 5,424,200		
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		

【株券等保有割合】

発行済株式等総数 (株・口) (2026年3月13日現在)	V 12,964,993
上記提出者の株券等保有割合 (%) (T / (U+V) × 100)	41.84
直前の報告書に記載された 株券等保有割合 (%)	41.84

(5) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価

(6) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

提出者、提出者が持分の100%を保有するACVEホールディングス合同会社（以下「提出者2」といい、提出者と併せて「提出者ら」といいます。）及び発行者の三当事者間で、2026年2月12日付で資本業務提携契約（以下「本資本業務提携契約」といいます。）を締結しております。

本資本業務提携契約において、提出者らは、提出者らによる発行者の連結子会社化に際し、発行者の株式の東京証券取引所への上場を維持する方針であることを確認し、発行者の株式について上場維持基準に抵触するおそれが生じ、発行者が合理的に要請した場合には、提出者らは、発行者の上場を維持するために必要な措置その他の方策について誠実に協議に応じることを合意しています。

本資本業務提携契約において、提出者らの責めに帰すべき事由によらずに提出者らが保有する発行者の株式の議決権保有割合が50.0%以下になった場合又はその蓋然性が高いと合理的に認められる場合において、提出者らが要請する場合には、発行者及び提出者らが誠実に協議を行い別途合意する方法により、提出者らが保有する発行者の株式の議決権保有割合について過半数を維持するための措置をとることを合意しています。また、提出者らが保有する発行者の普通株式の全部又は一部について、第三者に対する譲渡又はこれについての合意を行おうとする場合、提出者らは発行者との間で、事前に誠実に協議を行うことを合意しています。さらに、提出者らは、提出者らが直接又は間接に保有する発行者株式が発行者の発行済株式総数の50.1%を上回るおそれがある行為を行おうとする場合には、発行者の事前の書面による承諾を得ることを合意しています。

そのほか、本資本業務提携契約において、提出者らは、発行者の取締役候補者1名を推薦する権利及び発行者の取締役会及び業務執行会議に出席する権利を有するオブザーバー1名を指名することができることとされています。

なお、提出者2は、発行者の普通株式に対して、2026年2月13日から2026年3月13日までを買付け等の期間とし、買付予定数の上限を1,071,262株とする公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を実施いたしました。本公開買付けは、2026年3月13日をもって成立し、その決済の開始日は2026年3月23日です。

(7) 【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額（W）（千円）	13,677,552
借入金額計（X）（千円）	
その他金額計（Y）（千円）	
上記（Y）の内訳	
取得資金合計（千円）（W+X+Y）	13,677,552

【借入金の内訳】

名称（支店名）	業種	代表者氏名	所在地	借入 目的	金額 （千円）

【借入先の名称等】

名称（支店名）	代表者氏名	所在地

2【提出者（大量保有者）／2】

（1）【提出者の概要】

【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（合同会社）
氏名又は名称	A C V E ホールディングス合同会社
住所又は本店所在地	東京都千代田区丸の内三丁目2番3号
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

【法人の場合】

設立年月日	2021年12月24日
代表者氏名	株式会社麻生 職務執行者 麻生 巖
代表者役職	代表社員
事業内容	他の会社の株式または持分の取得および保有

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	株式会社麻生 執行役員経理財務本部長 浦川 浩一
電話番号	092（832）2011

（2）【保有目的】

安定株主として長期にわたり保有する予定（重要提案行為等を行うことを含みます。）

（3）【重要提案行為等】

該当事項なし

(4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等 (株・口)	1,071,300		
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 (株・口)	A	-	H
新株予約権付社債券 (株)	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計 (株・口)	O 1,071,300	P	Q
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数 (総数) (O+P+Q-R-S)	T 1,071,300		
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		

【株券等保有割合】

発行済株式等総数 (株・口) (2026年3月13日現在)	V 12,964,993
上記提出者の株券等保有割合 (%) (T / (U+V) × 100)	8.26
直前の報告書に記載された 株券等保有割合 (%)	

(5) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価
2026年 3 月13日	普通株式	1,071,300	8.26	市場外	取得	4,455円

(6) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

提出者 2 は、2026年 2 月13日から2026年 3 月13日までを買付け等の期間とする公開買付けを実施し、当該公開買付けが成立しました。当該公開買付けの決済の開始日は2026年 3 月23日です。

また、提出者ら及び発行者の三当事者間で、本資本業務提携契約を締結しております。

本資本業務提携契約において、提出者らは、提出者らによる発行者の連結子会社化に際し、発行者の株式の東京証券取引所への上場を維持する方針であることを確認し、発行者の株式について上場維持基準に抵触するおそれが生じ、発行者が合理的に要請した場合には、提出者らは、発行者の上場を維持するために必要な措置その他の方策について誠実に協議に応じることを合意しています。

本資本業務提携契約において、提出者らの責めに帰すべき事由によらずに提出者らが保有する発行者の株式の議決権保有割合が50.0%以下になった場合又はその蓋然性が高いと合理的に認められる場合において、提出者らが要請する場合には、発行者及び提出者らが誠実に協議を行い別途合意する方法により、提出者らが保有する発行者の株式の議決権保有割合について過半数を維持するための措置をとることを合意しています。また、提出者らが保有する発行者の普通株式の全部又は一部について、第三者に対する譲渡又はこれについての合意を行おうとする場合、提出者らは発行者との間で、事前に誠実に協議を行うことを合意しています。さらに、提出者らは、提出者らが直接又は間接に保有する発行者株式が発行者の発行済株式総数の50.1%を上回るおそれがある行為を行おうとする場合には、発行者の事前の書面による承諾を得ることを合意しています。

そのほか、本資本業務提携契約において、提出者らは、発行者の取締役候補者 1 名を推薦する権利及び発行者の取締役会及び業務執行会議に出席する権利を有するオブザーバー 1 名を指名することができることとされています。

(7) 【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額 (W) (千円)	
借入金額計 (X) (千円)	4,772,642
その他金額計 (Y) (千円)	
上記 (Y) の内訳	
取得資金合計 (千円) (W+X+Y)	4,772,642

【借入金の内訳】

名称 (支店名)	業種	代表者氏名	所在地	借入 目的	金額 (千円)
株式会社麻生	医療関連事業、不動産事業等	取締役社長 麻生 巖	福岡県飯塚市芳雄町 7 番18号	2	4,772,642

【借入先の名称等】

名称 (支店名)	代表者氏名	所在地

第3【共同保有者に関する事項】

該当事項なし

第4【提出者及び共同保有者に関する総括表】

1【提出者及び共同保有者】

1. 株式会社麻生
2. A C V E ホールディングス合同会社

2【上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳】

(1)【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等（株・口）	6,495,500		
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 （株・口）	A	-	H
新株予約権付社債券（株）	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計（株・口）	O 6,495,500	P	Q
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数（総数） （O+P+Q-R-S）	T 6,495,500		
保有潜在株券等の数 （A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N）	U		

(2)【株券等保有割合】

発行済株式等総数（株・口） （2026年3月13日現在）	V 12,964,993
上記提出者の株券等保有割合（％） （T / (U+V) × 100）	50.10
直前の報告書に記載された 株券等保有割合（％）	41.84

(3) 【共同保有における株券等保有割合の内訳】

提出者及び共同保有者名	保有株券等の数（総数） （株・口）	株券等保有割合（％）
株式会社麻生	5,424,200	41.84
A C V E ホールディングス合同会社	1,071,300	8.26
合計	6,495,500	50.10